

サービス総合約款（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>第7条（財産の分別管理）</p> <p>1.～2. 【略】</p> <p>3. お客様が当社に<u>預託</u>する暗号資産等については、他のお客様から当社が<u>預託</u>を受けた同一種類の暗号資産等と混蔵して保管・管理し、お客様への返戻にあたっては、混蔵物からお客様が<u>預託</u>した暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産を返戻するものとします。</p> <p>4. お客様が当社に対して<u>預託</u>する暗号資産等の本口座における残高は、入庫においては、当該暗号資産等の実在性を本口座において当社が確認した時点で増加し、出庫においては、お客様の出庫指図に基づき当社が出庫手続きを実施した時点で減少します。</p> <p>5. 当社に<u>預託</u>した暗号資産等の一部又は全部が盗難等により、本口座又は当社管理下のウォレットから紛失した場合には、お客様からの出庫依頼に従い、当該暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産等又は法定通貨によりお客様に返戻するものとします。</p> <p>6.～8. 【略】</p> <p>9. お客様が当社に<u>預託</u>した外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同じ。）の金額が100万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認するものとします。当該確認の結果当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その<u>預託</u>状態を解消させていただきますので、ご了承ください。</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>第7条（財産の分別管理と混蔵寄託）</p> <p>1.～2. 【略】</p> <p>3. お客様が当社に<u>寄託</u>する暗号資産等については、他のお客様から当社が<u>寄託</u>を受けた同一種類の暗号資産等と混蔵して保管・管理し、お客様への返戻にあたっては、混蔵物からお客様が<u>寄託</u>した暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産を返戻するものとします。</p> <p>4. お客様が当社に対して<u>寄託</u>する暗号資産等の本口座における残高は、入庫においては、当該暗号資産等の実在性を本口座において当社が確認した時点で増加し、出庫においては、お客様の出庫指図に基づき当社が出庫手続きを実施した時点で減少します。</p> <p>5. 当社に<u>寄託</u>した暗号資産等の一部又は全部が盗難等により、本口座又は当社管理下のウォレットから紛失した場合には、お客様からの出庫依頼に従い、当該暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産等又は法定通貨によりお客様に返戻するものとします。</p> <p>6.～8. 【略】</p> <p>9. お客様が当社に<u>寄託</u>した外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同じ。）の金額が100万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認するものとします。当該確認の結果当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その<u>預託</u>状態を解消させていただきますので、ご了承ください。</p>

サービス総合約款（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>第8条（暗号資産等の入出庫等）</p> <p>1. お客様は、本サービスの利用における暗号資産等の入出庫に関して、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) <u>外国電子決済手段について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合、お客様は、本サービス所定の期間、当該外国電子決済手段を新たに当社に預託することができないこと（ただし、下記①の事由が生じた場合において、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接当社に預託するときは、この限りではありません。）。また、外国電子決済手段について下記②の事由が生じた場合、お客様は、本サービス所定の期間、当該外国電子決済手段を当社から新たに購入することができないこと。</u></p> <p>① 【略】</p> <p>② 当社がお客様から<u>預託</u>を受けている外国電子決済手段の総額が、当社が本サービスについて別途定める<u>預託上限額</u>を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したこと</p> <p>(5) <u>当社が、お客様が1日当たりに当社に預託できる電子決済手段（当社が別途指定する銘柄に限ります。以下本号において同様です。）の上限額を設けること。また、お客様が当該上限額を超える分の電子決済手段を当社に送付した場合、当社が当該電子決済手段（当該上限額を超える分に限りま</u> <u>す。）を移転元</u>に送付すること。</p> <p>2.～5. 【略】</p>	<p>第8条（暗号資産等の入出庫等）</p> <p>1. お客様は、本サービスの利用における暗号資産等の入出庫に関して、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 外国電子決済手段について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合、お客様は、本サービス所定の期間、当該外国電子決済手段を新たに当社に<u>寄託</u>することができないこと（ただし、下記①の場合において、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接当社に<u>寄託</u>するときは、この限りではありません。）。</p> <p>① 【略】</p> <p>② 当社がお客様から<u>寄託</u>を受けている外国電子決済手段の総額が、当社が本サービスが別途定める<u>寄託上限額</u>を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したこと</p> <p>(5) <u>(新設)</u></p> <p>2.～5. 【略】</p>

サービス総合約款（VCTRADER サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>6. 当社は、お客様が当社に<u>預託</u>する外国電子決済手段を、本サービス所定の方法により、その額面で買い取るものとします。</p> <p>第9条～第37条 【略】</p> <p>第38条（免責事項）</p> <p>1. 次の各号に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変等の事由により、暗号資産等の売買取引の注文執行、暗号資産等又は法定通貨の授受又は<u>預託</u>の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。</p> <p>(2)～(14) 【略】</p> <p>2.～10. 【略】</p> <p>第38条～第46条 【略】</p>	<p>6. 当社は、お客様が当社に<u>寄託</u>する外国電子決済手段を、本サービス所定の方法により、その額面で買い取るものとします。</p> <p>第9条～第37条 【略】</p> <p>第38条（免責事項）</p> <p>1. 次の各号に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変等の事由により、暗号資産等の売買取引の注文執行、暗号資産等又は法定通貨の授受又は<u>寄託</u>の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。</p> <p>(2)～(14) 【略】</p> <p>2.～10. 【略】</p> <p>第38条～第46条 【略】</p>